

【被扶養者認定の取り扱いについて】

- ・ [被扶養者になれる人の範囲](#)
- ・ [被扶養者増加・減少の手続き](#)
- ・ [「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて](#)
- ・ [被扶養者増加の異動日と認定日について](#)
- ・ [雇用保険（失業給付）の受給について](#)
- ・ [申請日前1年の勤務歴が公務員の場合](#)
- ・ [同一世帯に属していない（別居）家族の扶養認定](#)
- ・ [19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について](#)

「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて

令和5年10月20日から「年収の壁・支援強化パッケージ」が適用され、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な事情による収入変動で年収130万円（60歳以上または障害年金受給要件に該当する障がい者は180万円）を超える場合でも、[事業主の証明](#)を提出することにより円滑な扶養認定を可能とする特例措置が設けられました。当組合の取り扱いは下記のとおりです。

1. 対象者

事業主と雇用関係のある方（パート・アルバイトなど）

※フリーランスや自営業者は雇用関係がないため対象外

※雇用契約が月額108,334円以上の方は恒常的な収入が見込まれるため対象外

※学生も同様の取り扱い

2. 一時的な事情による収入変動として認められるケース

- ・ 他の従業員が退職や休職したことにより、業務量が増加した
- ・ 業務の受注が好調だったことにより業務量が増加した
- ・ 突発的な大口案件により業務量が増加した

※基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

3. 確認方法

年 1 回実施している被扶養者状況確認調査の際に確認を行います。

年間収入が超過となった場合、被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書をご提出ください。

なお、この措置は「一時的な事情」として収入変動に係る認定を行うことから、連続 2 回（年 1 回の確認のため 2 年）までとなります。

被扶養者増加の異動日と認定日について

1. 異動日

- (1) 出生による増加 出生日
- (2) 離職による増加 退職日の翌日
- (3) 雇用契約変更（収入減少）による増加 変更後の雇用期間開始日
- (4) 雇用保険（失業給付）終了による増加 受給終了日の翌日

※2024 年 3 月 10 日～2024 年 4 月 5 日分が 2024 年 4 月 10 日に支払われた場合、異動日は 2024 年 4 月 6 日となります。

2. 認定日

異動日から 5 営業日以内に不備なく健康保険組合にて受付された場合は、異動日に遡って認定します。5 営業日を過ぎた場合は、受付された日が認定日となります。ただし、出生による増加は出生日が認定日となります。

例) 2024 年 3 月 31 日離職による増加（異動日：2024 年 4 月 1 日）

2024 年 4 月 3 日に健康保険組合で受理した場合の認定日…2024 年 4 月 1 日

2024 年 4 月 15 日に健康保険組合で受理した場合の認定日…2024 年 4 月 15 日

雇用保険（失業給付）の受給について

離職後、雇用保険（失業給付）を受給予定の方で受給延長・受給制限期間がある場合、受給前の期間について扶養に入ることは可能ですが、雇用保険（失業給付）の基本手当日額が 3,612 円以上の場合は受給開始日から扶養を外れていただくことになります。

申請日前 1 年の勤務歴が公務員の場合

公務員の方は雇用保険適用ではありませんが、公務員退職時に支給される退職金が一般企業退職後に支給される「雇用保険（失業給付）」を下回る場合、差額補償として「雇用保険の失業給付に相当する退職手当」が支給されます。この手当を受給する場合、雇用保険（失業給付）と同様に基本手当日額が 3,612 円以上の場合は、受給開始日から扶養を外れていただくことになります。

同一世帯に属していない（別居）家族の扶養認定

健康保険の被扶養者については、健康保険法第 3 条 7 項各号において「主としてその被保険者により生計を維持するもの」とされているため、被保険者と申請対象者が同一世帯に属していない場合、申請対象者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額が確認できる書類を 6 か月分提出いただいております。ただし、申請時に 6 か月分用意できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分について後日ご提出ください。なお、送金の事実が発生していない場合は、扶養に入ることはできません。送金の事実が発生した後に扶養認定の申請を行ってください。

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

被扶養者の認定について、対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合は、下記のとおり取り扱いが変更されます。

1. 認定対象者の年間収入にかかる認定要件のうち、130 万円未満とするものについて、
19 歳以上 23 歳未満である場合は、150 万円未満として取り扱う。
なお、年齢はその年の 12 月 31 日時点で判定する。
(※ただし、被保険者の配偶者を除く。)
2. 学生であることの要件は求めない。
3. 上記扱いは、2025 年 10 月 1 日から適用する。